

豊穰な社会研究センター 元気なインフラ研究コンソーシアム規約

(目的)

第1条 我が国は約30年間、経済成長がほとんど見られないデフレに苛まされ、成長する諸外国と比べて国力が顕著に低下し、かつ様々な自然災害に見舞われるリスクを抱えた危機的状況にある。ミクロに見ても人の分断と孤立が進むと言われる社会において、「真の豊かさとは何か」、「持続可能な社会は構築できるのか」を真剣に問い、現状を改善するための対策を具体的に実践することが不可欠な状況である。

このような社会背景の中、国立大学法人横浜国立大学総合学術高等研究院は、2023年4月に、「豊穰な社会研究センター」を、すべての人が与えられた資質と能力を活かし、生き生きと生活し、将来世代のために夢と希望を抱いて耕し続ける、豊かで稔りある社会を目指して、総合学術的かつ実践的な研究・教育を展開する、「豊穰な社会研究センター」を設置した。

センター内には、主たる研究テーマに分けた3つの研究所を設置し、その中の一つである「元気なインフラ研究所」では、社会活動を支えるインフラのうち、道路、鉄道、上水道、下水道、港湾、公共建築物等の維持管理システムを革新的に改善し、新たに建設するインフラを長寿命化するための技術開発・技術の社会実装に取り組んでいる。

これらの取組を結実させるためには、インフラの建設、維持管理、建設・供用中の環境負荷低減などのための情報共有、コンサルティング、共同研究、技術の開発と社会実装、人財育成等を推進する産学官連携のスキーム構築が不可欠である。

そこで、国立大学法人横浜国立大学総合学術高等研究院は、大学の教育研究の一環として、豊穰な社会研究センターの元気なインフラ研究所を中核とし、産学官連携のもと、技術開発及び技術の社会実装を目的に、元気なインフラ研究コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

(活動)

第2条 本コンソーシアムでは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) インフラの建設、維持管理、建設・供用中の環境負荷低減などのための情報共有、セミナーの開催
- (2) インフラの社会実装に向けた課題抽出及びロードマップ策定
- (3) インフラに係る行政等のガイドライン等の検討
- (4) インフラに係る諸政策、施策に関する各所への提案・提言

(代表)

第3条 本コンソーシアムの代表は、豊穰な社会研究センター長が務める。

(事務局)

第4条 本コンソーシアムの事務局は豊穡な社会研究センター内に置く。

2. 事務局は、代表が指名する豊穡な社会研究センターに所属する教職員により構成し、本コンソーシアムの運営に必要な業務を行う。

(会員等)

第5条 本コンソーシアムは、第1条の目的に賛同し、本規約に同意する者で、入会を承認された法人、団体（以下「会員」という。）、第3条の代表および、第4条の事務局を含む豊穡な社会研究センター所属の教職員、第10条第6項のオブザーバー（以下総称して「当事者」という。）で構成する。

2. 各会員は、他の当事者に対し、次の各号の事項を表明し、かつ将来にわたっても保証する。

(1) 自ら及び自らの構成員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと。

(4) 自らもしくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。

(6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3. 本コンソーシアムに入会しようとする者は、別紙1の入会申込書を事務局に提出する。

4. 入会を受け付ける期間は4月1日から12月31日までとする。ただし、翌年度からの入会申込みについては、この限りでない。

5. 前項により入会申込みがあった場合、代表の承認をもって入会を認める。

6. 会員は、別紙2の退会届を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

7. 前項に関わらず、会員が以下の事項を行ったと代表が判断した場合は、強制的に退会させることができる。

(1) 次条第2項に定める義務の不履行

(2) 第三者に対しての本コンソーシアムの不利益になる発言や行為

(3) その他、本コンソーシアムの趣旨に相応しくない発言や行為

(会員の権利・義務)

第6条 本コンソーシアムの会員は次の各号及び表の権利を有する。

- (1) 会員は、会員種別によって定められた本コンソーシアムの活動に参加する権利ならびに本コンソーシアムからの情報提供を受ける権利を有する。
- (2) 会員は参加が認められた会議体において、1法人・団体につき1つの議決権を有する。

会議体等種別		会員
会議体	総会	参加可
	ステアリングコミッティ	参加可*1
	ワーキンググループ	参加可*1
議決権		1法人・団体につき1票
ネットワーキング活動		参加可
セミナー		参加可
ニュースレター		購読可
各種イベント・プログラム		参加可

* 1メンバーとして参加が許可された場合

2. 本コンソーシアムの会員は次の各号の義務を負う。

- (1) 会員は、本規約ならびにステアリングコミッティの決定を遵守し、コンソーシアムの目的を達成するために協力するものとする。
- (2) 会員は、次条第1項に定める年会費を負担するものとする。

(会費等)

第7条 本コンソーシアムの会員は年会費として、5万円（年度、税込）を納入しなければならない。

2. 国立大学法人横浜国立大学が発行する請求書により、請求期日までに支払わなくてはならない。
3. 既納の年会費は、いかなる理由においても返還しない。
4. 年会費は、本コンソーシアムの活動に係る運営費・諸経費に充当する。
5. 本コンソーシアムにおいて特別な活動が行われる際に、その活動への参加を希望する会員は年会費とは別に臨時費の負担を求めることがある。
6. 本コンソーシアムの活動への参加にあたって発生する交通費等の実費は会員が自己負担するものとする。
7. 第1項から第5項の規定にかかわらず、代表が特に必要と認める場合に限り、年会費を免除することができる。

(会員の公開)

第8条 本コンソーシアムの会員名は、非公開を希望する会員を除き、本コンソーシアムのホームページ内及びパンフレット等の広報物にて公開する。

(総会)

第9条 会員への情報共有、活動の成果報告、決算報告、会員同士での意見交換等を行うため、毎年度1回程度、総会を開催する。

2. 総会は代表が議長を務め、当事者が参加することができる。

(ステアリングコミッティ)

第10条 本コンソーシアムの活動を推進するため、ステアリングコミッティを設置する。

2. ステアリングコミッティは、本コンソーシアムにおける意思決定機関として予算及び決算を含むコンソーシアムの運営方針等の策定を実施する。

3. ステアリングコミッティは代表が議長を務め、代表、豊穡な社会研究センター内に置く元気なインフラ研究所長、及び、代表の承認を得た会員（以下「ステアリング会員」という。）で構成する。

4. ステアリング会員を新たに追加するときは、ステアリングコミッティメンバーの過半数の同意を得た上で、代表の承認を受けなければならない。

5. ステアリング会員の任期は最長2年とする。ただし、再任を拒むものではない。

6. ステアリングコミッティは、代表が必要と認めた官公庁等の関係者を議決権のないオブザーバーとして参加依頼をすることができる。

(ワーキンググループ)

第11条 特定のテーマについて集中的に討議を行うことを目的に本コンソーシアムに複数のワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

2. WGの設置及び改廃は、事務局又は会員の発議により、ステアリングコミッティの決議を経て代表が決定する。

3. WGの参加会員、運営及び活動に必要な事項は、ステアリングコミッティで審議し、代表が決定する。

(会議体の運営)

第12条 前3条の会議体における議決方法については以下の通り定める。

2. 会議体は、その構成員の過半数から開催の請求があったときは、当該会議体を開かななければならない。

3. 会議体は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

4. 会議体の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(情報の取扱い)

第13条 本コンソーシアムの会員間で秘密情報を開示・提供する場合は、当該会員間で、別途秘密情報の取扱いに関する取り決め等を締結する。

2. 前項以外の本コンソーシアムで開示された情報の対外的な広報は事務局が行う。

なお、会員は事務局の許可なく第三者に開示できない。

3. 本コンソーシアムが会員から入手した個人情報は、事務局が適切に管理し、法令等に基づき開示が必要な場合を除き、本人の同意なく会員を含む第三者に開示しないものとする。

(法人格の所有)

第14条 本コンソーシアムは、法人格を持たない任意団体とする。ただし、本コンソーシアム自体が契約行為や資産所有を行う可能性が生じた場合、ステアリングコミッティの決議を経て法人化することができる。

(規約の変更)

第15条 本規約の変更は、ステアリングコミッティの決議を踏まえ、代表が決定する。

(その他)

第16条 本規約に定めのない事項は、ステアリングコミッティの決議を踏まえ、代表が決定する。

附則

1 この規約は、令和5年12月12日から施行する。

2 第7条の会費の徴収は、令和6年度から適用する。

3 会費を徴収しない令和5年度は、第5条の4で定めた入会を受け付ける期間を本規約施行日から令和5年度末までに読み替えるものとする。

別紙1

年 月 日

豊穰な社会研究センター
元気なインフラ研究コンソーシアム入会申込書

豊穰な社会研究センター長 殿

申請者

住 所 :

法人名 :

申請者 : 所属

役職

氏名

豊穰な社会研究センター 元気なインフラ研究コンソーシアム規約に基づき、下記のとおり申込します。

1. 参加希望期間 : 令和 年 月 ~ 当該年度末

2. 会員であることの外部公開可否 (いずれかを選択)

公開可能

非公開希望

3. 連絡先 :

氏 名 :

所属・役職 :

E-mail :

Tel :

※申請者は、入会者の所属する組織の長とする。

別紙2

年 月 日

豊穰な社会研究センター
元気なインフラ研究コンソーシアム退会届

豊穰な社会研究センター長 殿

申請者

住 所 :

法人名 :

申請者 : 所属

役職

氏名

豊穰な社会研究センター 元気なインフラ研究コンソーシアム規約に基づき、下記のとおり会員を退会させていただきます。

1. 退会希望日 : 令和 年 月 日付

2. 連絡先 :

氏 名 :

所属・役職 :

E-mail :

Tel :

3. 退会事由

※申請者は、退会者の所属する組織の長とする。